

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館収蔵基準

令和4年3月25日
沖芸大基準第4号

(目的)

第1条 この基準は、附属図書・芸術資料館（以下「資料館」という。）において管理する芸術資料について、必要な事項を定めるものとする。

(収蔵品)

第2条 資料館に収蔵する資料は、以下のものとする。

- (1) 資料館が購入した芸術資料
- (2) 寄贈を受け入れた芸術資料
- (3) その他、館長が特に必要と認めたもの

2 収蔵する資料の寸法は、高さ1,800ミリメートル、幅1,500ミリメートル、奥行き1,000ミリメートル以下にする。ただし、分解又は折りたたむ等して各々の寸法が1,800ミリメートル、幅1,500ミリメートル、奥行き1,000ミリメートル以下となる場合は、この限りでない。

3 収蔵する資料の重さは、1平方メートルあたりの重さが300キログラム以下で搬出入が可能なものとする。ただし、分解等を行った後の各々の重さが1平方メートルあたり300キログラム以下となる場合は、この限りではない。

(収蔵不可能品の対応)

第3条 収蔵庫に収まらない芸術資料については、施設整備委員会の議を経て資料館敷地内に設置することができるものとする。

(収蔵禁止品)

第4条 虫害、菌類等によって収蔵庫内の環境を汚染する可能性のある資料は、収蔵しないものとする。

(管理)

第5条 収蔵庫内に収蔵する芸術資料及び資料館周辺に設置する芸術資料は、原則として、資料館所属の備品とし、資料館が管理するものとする。

第6条 資料館学芸員は、収蔵している芸術資料の状態等が把握できるよう記録し、整理を行うものとする。

第7条 芸術資料の品質を確保するため、収蔵庫内の消毒作業を年1回行うものとする。

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この基準は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。